



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- … (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除… (環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- … (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出…………… (環境局総務部環境政策課)…
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定…………… (水道局)…

告示

● 東京都告示第千九百九十七号
 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年七月二十六日	小金井市貫井北町三丁目千二百八番四、同番六及び同番八の各一部	延長 一五・九五 幅員 四・〇〇
----------------------	-------------	--------------------------------	------------------

同右	同年八月六日	東村山市美住町二丁目十六番四十二から同番四十四まで	延長 一六・〇一 幅員 四・二〇
----	--------	---------------------------	------------------

● 東京都告示第千九百九十八号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第七百九十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年八月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり (荒川区町屋六丁目地内)

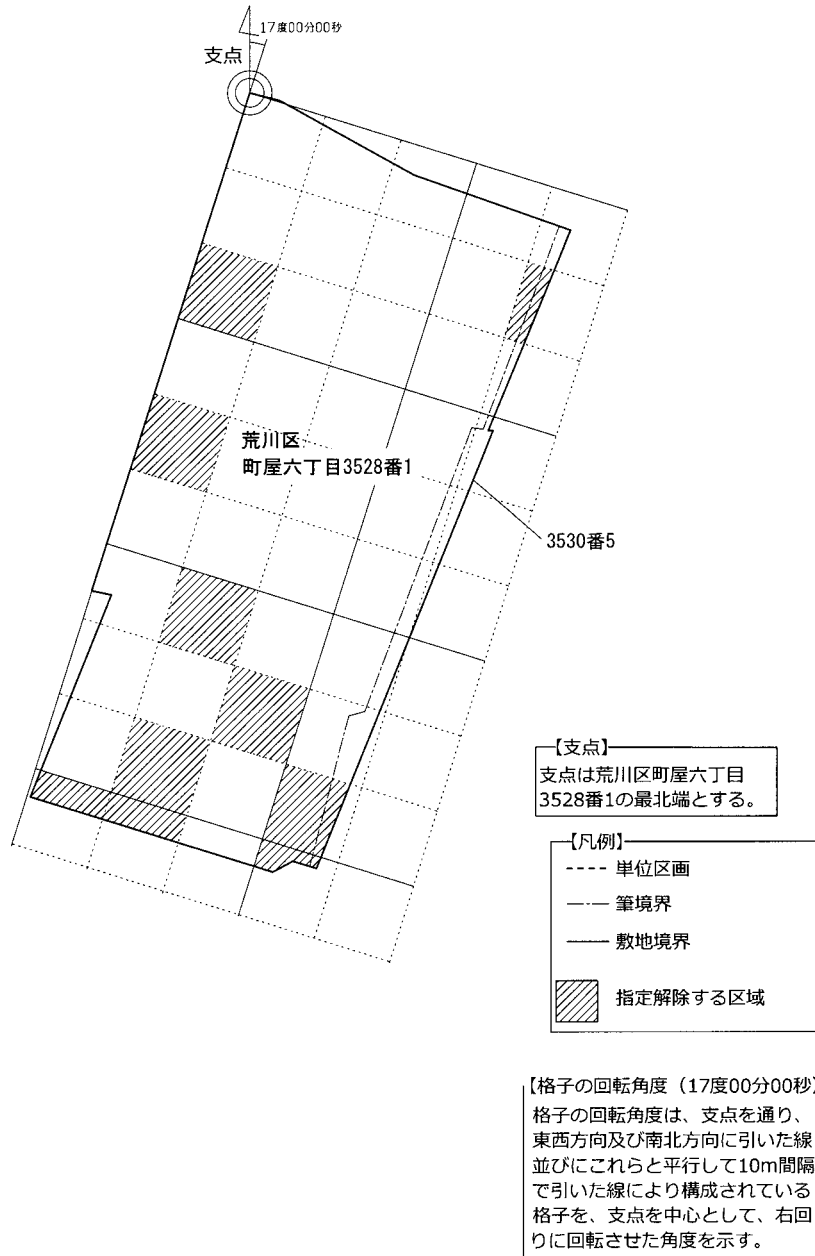
二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年八月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

多摩市大字和田字一号五十六番五及び字四号三百八十五番六
杉並区西荻北二丁目一番十号
株式会社三栄建築設計
代表取締役 小池 信三

小平市小川町二丁目千九百六十九番一、同番二十八及び同番二十九
東久留米市本町二丁目五番六号
株式会社カマタニ
代表取締役 釜谷 正夫

調布市緑ヶ丘二丁目三十七番七、同番三十六並びに五十一番一から同番三まで及び同番十の各一部
調布市緑ヶ丘二丁目四十四番地の一
宍戸 武男

西東京市東町六丁目二十一番一及び二十二番一
新宿区西新宿一丁目二十六番二号
野村不動産株式会社
代表取締役 宮嶋 誠一

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第六十八条第一項の規定

九七二九	悠工業	橋本	博史	日野市南平 三丁目二番 地の二十九	同日
九七二八	藤野空調 株式会社	藤野	八郎	江東区福住 一丁目五番 二号	同日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001